

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024年5月27日	
鹿児島県知事 殿	
提出者	
住 所 名古屋市中区錦三丁目13番5号	
氏 名 徳倉建設株式会社	
代表取締役専務執行役員 本店長 伊藤 主税	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0529613276	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	徳倉建設株式会社
事業場の所在地	鹿児島県薩摩川内市久見崎地先
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	04 建設業
② 事業の規模	完工高 414億円
③ 従業員数	383名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組) ・分別等を積極的に実施し、可能な限り資材機材の再利用を行い、排出量を抑制 ・梱包材の簡素化、搬入資材の予備材料の制限で廃棄物の発生を抑制 ・廃棄物発生の抑制事例を各作業所へ水平展開をはかる		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・協力業者の持ち込み資材の加工の際の現場計画に即し廃棄物発生を抑制 ・工法の変更を図り、発注者へ提案することで廃棄物発生を抑制 ・廃棄物発生の抑制事例を各作業所へ水平展開をはかる		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物分別意識は向上しているものの、混合廃棄物の割合がまだ、工事場所によりばらつきがある ・作業所スペース狭小の工事で、分別保管場所の確保ができず、混合廃棄物となりやすい。 ・別表の2 3 種類
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新規入場時の教育に廃棄物の分別について実施し、各作業員へ分別意識を高める。 ・着手前の方針会議で、仮設計画をもとに分別保管箱の設置確認を求める。 ・別表の2 3 種類

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	別紙のとおり t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組) ・優良認定処理業者一覧のお知らせ ・電子マニフェストの導入を推進している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・地域の優良認定処理業者の一覧を各事業所に配布し、参考とする。 ・混合物については、出来得る限り分別し、再生利用できる指導を 処理業者より指導してもらう。 ・電子マニフェストを導入している業者に委託をする		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物 処理計画書 内訳書

令和5 年度分

事業場名

徳倉建設株式会社

別紙

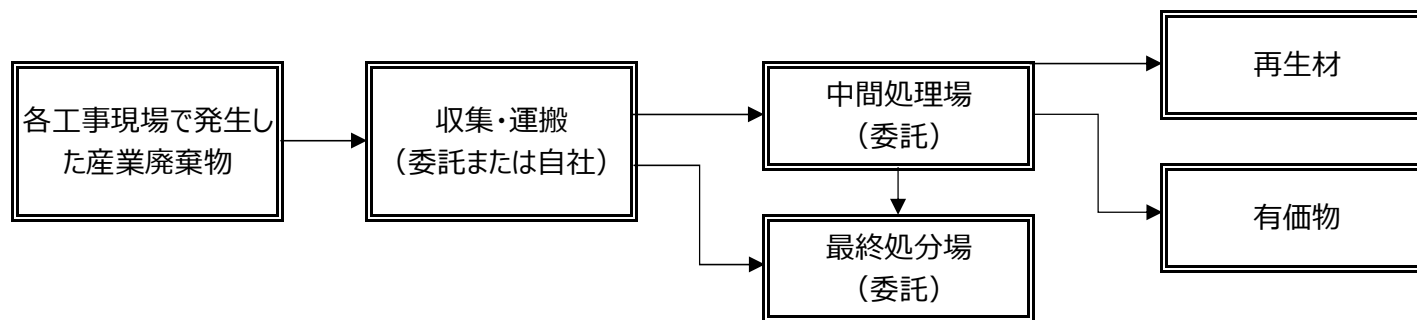
※取り扱う廃棄物の種類が1種類であっても、この表を作成してください。

数字(t)

廃棄物の種類		廃棄物の排出の抑制に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分		産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
		①現状(前年度実績)	②計画(今年度計画)	①現状(前年度状況)	②計画(今年度計画)	①現状(前年度状況)		②計画(今年度計画)		①現状(前年度状況)	②計画(今年度計画)	①現状(前年度状況)					②計画(現年度計画)				
		排出量	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量する量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分を行った量	自ら埋立処分を行う量	全処理委託量	(左記内訳)優良認定処理業者へ処理を委託した量	(左記内訳)再生処理業者へ処理を委託した量	(左記内訳)認定熱回収業者へ処理を委託した量	(左記内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量	全処理委託量	(左記内訳)優良認定処理業者へ処理を委託する量	(左記内訳)再生利用業者へ処理を委託する量	(左記内訳)認定熱回収業者へ処理を委託する量	(左記内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量
1	燃え殻																				
2	汚泥																				
3	廃油																				
4	廃酸																				
5	廃アルカリ																				
6	廃プラスチック類	8.05	7.25									8.05	8.05	8.05	0.00	0.00	7.25	7.25	7.25	0.00	0.00
7	紙くず	0.30	0.27									0.30	0.30	0.30	0.00	0.00	0.27	0.27	0.27	0.00	0.00
8	木くず	125.25	112.73									125.25	125.25	125.25	0.00	0.00	112.73	112.73	112.73	0.00	0.00
9	繊維くず																				
10	動植物性残さ																				
11	動物系固形不要物																				
12	ゴムくず																				
13	金属くず																				
14	カーペット・コルクマット・畳及び陶磁器くず																				
15	鋳さい																				
16	がれき類	1,246.16	1,121.54									1,246.16	1,246.16	1,246.16	0.00	0.00	1,121.54	1,121.54	1,121.54	0.00	0.00
17	動物のふん尿																				
18	動物の死体																				
19	ばいじん																				
20	その他																				
21	混合廃棄物																				
22	廃石綿(特管)																				
23	石綿含産業廃棄物																				
合計		1,379.76	1,241.79	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,379.76	1,379.76	1,379.76	0.00	0.00	1,241.79	1,241.79	1,241.79	0.00	0.00

別紙- 1

産業廃棄物の処理工程



管理体制図

